

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項に規定する奈良県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和三年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の期日及び時間

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

令和三年七月四日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

令和三年九月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

令和三年七月十一日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

令和三年十月十日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験場

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 天理大学（天理市杣之内町一〇五〇）

(二) 設計製図の試験 右同

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 天理大学（天理市杣之内町一〇五〇）

(二) 設計製図の試験 奈良春日野国際フォーラム（奈良市春日野町一〇二）及び奈

良女子大学（奈良市北魚屋東町）

三 受験申込手続

1 受験申込受付期間

令和三年四月一日（木）午前十時から同月十五日（木）午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp>）において、必要な事項を入力し申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込が行うことができない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である場合等）は、令和三年四月七日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（〇三―六二六一―三三一〇）にお問い合わせください。

3 受験手数料

一八、五〇〇円（他に、払込手数料が必要です。）

また、一旦納付された受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターの責により試験を受けることができなかつた場合等を除き、返還されません。

四 合格者の発表及び可否の通知

1 学科の試験の受験者（全部又は一部の科目を欠席した者を除きます。）については可否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部及び一般社団法人奈良県建築士会において掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp>）にも掲載します。

2 設計製図の受験者（欠席した者を除きます。）については可否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部及び一般社団法人奈良県建築士会において掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp>）にも掲載します。

3 合格者の発表は、令和三年十二月二日（木）の予定です。
なお、学科の試験については二級建築士試験は令和三年八月二十四日（火）、木造建築士試験は同年九月七日（火）の予定です。

五 学科試験の免除

令和元年又は令和二年の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含みます。）

に合格した者については、その者の申請により、それぞれの学科の試験を免除します。

六 その他

二級建築士試験及び木造建築士試験について不明な点は、次に掲げるところへ照会してください。

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部（〇六一六九四二―二二二四）

一般社団法人奈良県建築士会（〇七四二―三〇―三一一）

奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課（〇七四二―二七―

七五六四）